

○ 発行者による上場証券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成29年大蔵省令第95号）

改 正 案	現 行
第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略) (記載上の注意) (1)～(13) (略) (14) 経理の状況 a 次に掲げる場合に応じ、次に定めるものを記載すること。 (a) (略) (b) <u>公開買付者が発行者情報（法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）を提供し、又は公表している者であって、当該発行者情報に、特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成20年内閣府令第 号）第7条第3項第1号ハに規定する事項として連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）又は財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を表示している場合</u> 当該連結財務諸表（連結財務諸表を表示していない場合には、財務諸表）を記載し、その旨を注記すること。 (c) (a) 及び (b) 以外の場合 財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。 なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。 b・c (略) (15) (略)	第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略) (記載上の注意) (1)～(13) (略) (14) 経理の状況 a 次に掲げる場合に応じ、次に掲げるものを記載すること。 (a) (略) (新規) (b) (a) 以外の場合 財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表（<u>貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。</u>）を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。 なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。 b・c (略) (15) (略)